

デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会  
議事要旨

- 1 日 時 平成31年4月24日(水) 15:00~17:15
- 2 場 所 経済産業省別館3階312会議室
- 3 出席者  
委員：泉水委員(座長)，大橋委員(副座長)，生貝委員，岡田委員，小川委員，川濱委員，須網委員，多田委員，千葉委員，東條委員，平野委員，松村委員，松本委員，森委員，山本委員  
事務局：経済産業省 経済産業政策局 風木審議官，榎口競争環境整備室長  
経済産業省 商務情報政策局 松田情報経済課長  
公正取引委員会 経済取引局 藤井総務課長，垣内調整官  
総務省 情報流通行政局 今川情報通信政策課長，井上情報通信戦略企画官  
オブザーバー：個人情報保護委員会 事務局 佐脇参事官  
消費者庁 内藤消費者政策課長代理原田政策企画専門官  
内閣官房 日本経済再生総合事務局 佐野参事官
- 4 議事次第
  - 透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループにおける議論の報告
  - データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループにおける議論の報告
  - デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査(中間報告)等の報告
- 5 議事概要

(1) 報告

透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループ(以下「WG1」という。)の主査(大橋委員)及び同事務局から，資料1に基づき報告があった。

続いて，データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ(以下「WG2」という。)の主査(岡田委員)及び同事務局から，資料2-1及び資料2-2に基づき報告があった。

さらに，公正取引委員会から，資料3に基づき報告があった。

## (2) 質疑応答

各報告を踏まえ、質疑応答を行った。なお、本検討会後も委員から意見を受け付けることとし、委員からの意見を踏まえた資料1及び資料2-1の修正については、座長及び各ワーキング・グループの主査に一任することで委員の同意を得た。

- WG1の報告について、方向性は基本的に賛成。ただし、「独占禁止法の補完規律」が提案されているが、独占禁止法は「市場」に関する規制であるのに対し、ここで議論されている透明性・公正性というのは「取引」に関する規制であって、補完という表現は適切ではないのではないかと。
- 「取引」の透明性は、当事者に便益をもたらすと同時に、それ以上に「市場」全体に大きな便益をもたらす。個別の「取引」の観点に限定してその透明性を図るだけでは、十分な効用が得られず、「市場」の観点から取引の透明性を図ることによってはじめて、必要なレベルまで透明性を高めることができる。したがって、競争の文脈で透明性が強調されているのは、私は非常に納得できるし、諸外国でも競争政策の一環として「取引」の透明性が議論されている。
- WG1の報告では、独占禁止法を補完する規律の在り方として、「事業者」の合理的選択を促すための規律等の方向性が示されているが(資料1・16頁)、様々な利用者層が存在する両面市場の問題である以上、消費者も含めた「利用者」について考えたほうがよい。
- EUでは、事業者との関係ではP2Bレギュレーションにより、消費者との関係では消費者ニューディールにより、それぞれ透明性と公正性のための規律の導入が検討されており、これらは両輪として進められている。事業者との関係と消費者との関係のシナジーをどう作り出していくかが重要になっていくだろう。
- この分野では、デジタル・プラットフォーマーの自主的な取組とそれに対する法による補完という形で進めていかざるを得ないだろう。法律で定められた枠組みを踏まえて、一義的にはデジタル・プラットフォーマーにおいて具体的な取組を進めていくことになるが、それに対してどのように政府が関与していくかが重要である。対話を増やしていくためにも、専門性のある組織が必要。

- WG 2の報告では、共同規制の利点として、「国際的整合性の確保」が挙げられている（資料2-1・15頁）。WG 1が検討した規律についても、共同規制を採用する場合、最終的にはどう実効性を持って運用されるかが鍵となるが、「国際的整合性」が確保されると、事業者も従いやすいのではないか。そのため、制度設計の段階では、「国際的整合性の確保」の視点を持つとよいのではないか。
- WG 1の報告（資料1・12頁）にあるとおり、デジタル分野では公正取引委員会の体制の強化も非常に重要である。ここにいう体制としては、人員はもちろん、ITインフラの整備等も重要なものとして検討に値する。
- WG 2では、今回は競争という観点から検討した。他方、個人情報保護、自己情報のコントロール、消費者保護といった観点も含めた多面的なポータビリティ法制も重要であり、今後の検討課題である。
- データ・ポータビリティを個人の基本権の観点から基礎づけると、中小企業の投資抑制につながる可能性があるなど、競争政策の観点からは行き過ぎになる可能性もある。もっとも、データ・ポータビリティは、様々な技術面での整備が必要であり、長期的に見て相互運用性の拡大につながっていくよう「誘導」することも競争政策上は重要であり、基本権を起点としつつ競争法上の効果を併せて考えていくことも考えられる。
- 自己情報コントロール権等の考え方が強くない日本において、競争政策を起点としてデータ・ポータビリティを基礎づけていくことにも合理性はある。他方、競争政策を前面に出し過ぎると個人の観点が埋もれてしまい、国際的にはバランスを欠いているとみられるおそれもある。デジタル・プラットフォームを巡る問題は、競争政策、個人情報保護、消費者保護等がオーバーラップしているところに問題の複雑さがあり、それらを調和的に掛け合わせて考えていくことが重要である。
- 並行して議論がなされている専門組織の在り方については、競争政策と個人情報保護等のシナジーをどう作り出していくかという観点でも検討していくとよいのではないか。
- 企業結合審査の在り方については、最近の海外のレポートでも、支配的事業者がスタートアップ企業を買収することにより将来の脅威の芽を摘むような場合に重点が置かれて議論がなされている。スタートアップ企業

を買収する際の theory of harm をガイドラインに明示化することが必要ではないか。

以上

(速報のため事後修正の可能性あり。)